鳥取アディクション連絡会　会則

第1条:名称・所在地

本会は、「鳥取アディクション連絡会」と称する。

事務局を鳥取県内に置く。

第2条:構成員

本会は、鳥取県内及びその周辺域に活動の場をもつ、依存症からの回復を図ろうとする団体と個人、それを支援する活動を行う団体と個人で構成する。

本会構成員は、本会に賛同する意思を示すことで入会できる。

第3条:目的・活動

参加している団体や個人の間での意見交換と交流を通して、依存症の現状と回復を広く市民に理解してもらうように学習および啓発活動を行う。

そのために、アディクションフォーラム in 鳥取　等の啓発・交流・研修事業を行う。

第4条:役員

本会は、次の役員を置く。

代表1～2名、副代表1～3名、会計1名、監事2名　事務局長1名。

第5条:運営委員会

本会は、第4条の役員を構成員とする運営委員会を開くことが出来る。

第6条:　会計年度・総会

本会の会計年度は、各年4月1日から翌年3月31日までとする。

本会は、年1回の定期総会を開催する。また必要に応じて臨時総会を開催することが出来る。

第7条:運営費

本会は、寄附金、バザー収益、広告費等で運営する。

第8条:情報管理

アノニマス（匿名性を守る）グループが参加していることを尊重し、所属団体の名称・氏名・経歴・体験談等の情報を公表するかどうかは、本人の希望によるものとする。また、この連絡会で話された個人情報については秘密を保持するものとする。

第9条:本会則の施行と改正

(1) 本会則は、平成25年3月20日より施行する。

(2) 本会則を変更する場合は、総会によって承認されなければならない。